**ふくしま・地域産業６次化イノベーター派遣実施要領**

**１　目的**

ふくしま・地域産業６次化イノベーターバンク活用事業実施要綱実施要綱に基づき、地域産業６次化に取り組む農林漁業者等の支援活動を行う地域産業６次化イノベーター派遣の手続きについては、以下のとおりとする。

**２　イノベーターの活動内容**

　(1)　地域産業６次化イノベーターは以下の活動を行う。

　　　ア　地域産業６次化の実践に必要な専門的知識や技術に関する助言・指導

　　　　　なお、地域産業６次化イノベーターは、支援内容により以下のとおり区分する。

　(ｱ)　ビジネスプランナー

地域産業６次化の新たな事業計画の作成や販売戦略の構築を支援するともに、地域産業６次化の取組みの課題に対する解決方法を提案する。

(ｲ)　プロダクトデザイナー

商品のストーリー作りやパッケージ及びネーミングデザイン、POPの作成等、新商品開発や商品改良を支援する。

(ｳ)　セールスアドバイザー

販売戦略に基づく営業戦略の構築と営業テクニックの指導、展示会等での商談や流通バイヤーへの商品提案を支援する。

　　　イ　６次産業化総合化計画の認定者等に対するフォローアップ指導

　　　ウ　地域産業６次化に関する普及啓発活動

　(2)　一事業年度における一農林漁業者等に対する支援実施回数は以下のとおりと

する。

ア　活動支援のための派遣活動は５回まで。ただし、１回当たりの活動時間は４時間以内とする。

イ　事後支援のための派遣活動は３回まで。ただし、１回当たりの活動時間は４時間以内とする。

ウ　電話相談及び書類作成補助は１０時間までとする。

**３　事業実施の手続き**

(1)　地域産業６次化イノベーターの派遣を希望する農林漁業者等は、派遣申請書（様式１）を福島県地方振興局及び農林事務所に設置している「地域産業６次化相談カウンター」（以下「相談カウンター」という。）、又は県が地域産業６次化イノベーター派遣業務委託により設置するふくしま・地域産業６次化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に提出する。

　　なお、第１回の地域産業６次化イノベーター派遣の後、継続して地域産業６次化イノベーターの派遣を希望する農林漁業者等は、継続派遣申請書（様式２）をサポートセンターに提出する。

(2)　相談カウンターで(1)の派遣申請を受け付けた場合、地方振興局又は農林事務所は申請の内容を確認し、適当と認められる場合は、派遣依頼書（様式３）によりサポートセンターに地域産業６次化イノベーターの派遣を依頼する。

(3)　サポートセンターは、申請の内容を確認し、適当と認める場合は、適切な地域産業６次化イノベーターを選定し、活動依頼書（様式４）により支援活動を依頼する。

(4)　地域産業６次化イノベーターは、活動終了後２０日以内に農林漁業者等への支援活動の結果を活動結果報告書（様式５）により、サポートセンターへ報告する。

　　また、派遣活動に従事した場合は、活動確認書（様式６）により農林漁業者等の確認を受け、速やかにサポートセンターへ報告するものとする。

(5)　相談カウンターからの依頼により地域産業６次化イノベーターを派遣した場合、サポートセンターは、その結果を派遣結果報告書（様式７）により、依頼を受けた相談カウンターに報告する。

(6)　サポートセンターは、農林漁業者等に対する支援活動等の状況について、受付簿（様式８）により整理する。

(7)　サポートセンターは、毎月１５日までに前項の受付簿の写しを県に提出するものとする。

(8)　その他、県が実施する研修会での講師等を地域産業６次化イノベーターに依頼する場合は、サポートセンターを経由して行うものとする。

**４　派遣に要する経費**

(1)　地域産業６次化イノベーター派遣に要する謝金、旅費については、県からサポートセンターに業務委託する委託料により執行する。これ以外の費用が発生する場合は、派遣を受ける農林漁業者等の負担とする。

(2)　県が負担する地域産業６次化イノベーター謝金は、8,950円／時間とする。

また、サポートセンターが依頼する出張業務については、福島県旅費規定に準じて旅費を支給する。

附則　この要領は、平成２６年５月１５日から施行する。